

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
八女市	立花地区(下辺春集落)	令和3年3月12日	令和5年3月31日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	595ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	300ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	77ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	34ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	24ha
④地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	5ha
(備考)	

- 注1:③の「70才以上」には、地域の实情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

<p>現状維持と経営拡大を選択している者、10年後も耕作者ありを選択している者が半数を超えているが、耕作者の年齢は60代と70代が半数を超えており、農地の貸借意向に対し、中心経営体の意向が少なく、将来の担い手不足が懸念される。 農業従事者の減少、高齢化により農地、農道等の管理が困難となり、耕作放棄地の増加と有害鳥獣の深刻化に繋がっている。</p>

- 注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>農地中間管理機構の事業を活用するとともに、関係機関や地域農業従事者と農地情報を共有し、中心経営体へスムーズに貸借が行われる仕組みを構築し、面的集約を推進する。</p>
--

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の实情に応じて柔軟に設定してください。
 注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>○優良農地の維持と農地の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内で、農道、水路等の整備がされ、比較的農作業の効率が良い農地及び基盤整備がされている優良農地については、耕作維持に努めていく。 ・ 中山間地域直接支払制度協定集落農地や条件の悪い農地については、農地及び農道の維持管理に努めて遊休農地の発生防止に努めていく。
<p>○担い手の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地中間管理機構の事業を活用し、中心経営体(認定農業者)への、農地の利用集積の推進とあわせて、地区内の若手農業従事者の積極的な確保と地区内外からの新規就農者や定年後に就農を考えている方の参入を推進する。
<p>○集落営農について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業従事者の高齢化、後継者不足により、農作業の継続が難しくなっている。農作業については、作業の受委託が出来る環境を整備し、地区集落営農を進めていく。
<p>○有害鳥獣防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国の鳥獣被害防止総合対策事業や市単独の有害鳥獣捕獲事業を活用し、ワイヤーメッシュ柵や電気柵を設置し、農地の防除を強化するとともに地元猟友会と連携し、有害鳥獣の捕獲を推進する。